

## 令和2年度第6回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和2年11月24日(火) 9時58分開会 11時4分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課  
鳥取市農業委員会  
農業会議  
倉益、漆原、山根、岡田、中嶋

| 発言者等                 | 議 事 要 旨  |
|----------------------|--|
| 1 開 会<br>事務局<br>(倉益) | <p>(午前9時58分)</p> <p>定刻より2分ほど早いですが、ただ今より令和2年度第6回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>   |
| 2 挨 拶<br>小林会長        | <p>(要旨)</p> <p>皆さん、おはようございます。本日、第6回常設審議委員会を開催致しました所、関係各位にはご多用のところ出席を頂き厚く御礼を申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の感染者は昨日までに135,248名にも及んでいると今朝の新聞には出ております。また国内感染者は5日連続で2,000名を越えて、昨日、23日は1,996名で約2,000名の感染者が出ている状況にあり先が見えない状況であります。都道府県別に見ても、感染者が100名を下回る県は、鳥取県が一番少なく53名、秋田県が71名ということで2県のみというのが現状であります。その結果、私どもの組織運営にも多大の影響がございます。諸会議の中止も多く、またリモート会議、Web会議や代表者会議ということで業務遂行をしている現状でございます。このような中、11月19日、コロナ感染拡大防止の観点から、参加上限を設けて、農業委員会特別研修会を開催いたしました。当初は、4カ所での分散開催も検討いたしましたが、1カ所で代表者の参加という形で開催いたしましたものでございます。当日は、県農業農村担い手育成機構の伊藤理事長様には、大変お忙しい中出席いただきありがとうございました。開催準備等にお手伝いいただきました県経営支援課井上課長補佐も大変ありがとうございました。研修では、農業委員会活動新時代への挑戦と題し北栄町農業委員会濱坂会長に事例発表いただき、全国農業会議所稲垣局長には農地利用最適化と農業委員会制度5年後見直しについて等、講演をいただきました。研修会終了後にアンケートをお願いし、大半の皆さんから「大変良かった。研修を地域に活かしていきたい」など意見をいただいたところであります。また、今回は、代表者での研修会であり、参加いただけなかった委員皆さん</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>の資料、また研修会の事例発表、講演をDVDに収録しお送り致します。各農業委員会で総会後の研修にご活用お願い致します。</p> <p>コロナウィルス感染拡大で皆様にはご迷惑とご心配をお掛けしているところではありますが、1日も早く平常業務に戻ることを願うものであります。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会は、報告事項1件、審議案件1件、そして情報提供ということで進めさせていただきたいと思致します。皆様には十分な審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 事務局<br>(倉益)         | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>   |
| 3 議事録署名人の選任<br>小林議長 | <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、田邊委員(米子市農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>  |
| 4 報告事項<br>小林議長      | <p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 先月の農地転用許可状況について、報告願ひます。</p>  |
| 県経営支援課<br>[ ]       | <p>( [ ] が資料1により説明)</p>   |
| 小林議長                | <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| 5 議 事<br>小林議長       | <p>議事に入ります。</p> <p>議案第1号を説明下さい。</p>   |
| 事務局<br>(倉益)         | <p>(常設審議委員会について、規程を説明)</p> <p>それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)</p> <p>今月は、第5条案件で1件、鳥取市農業委員会からの意見聴取がございまして農業委員会から説明いただきます。なお、5,000㎡を越えておりませんので、説明の後の現地調査の報告はございません。</p> <p>それでは、鳥取市農業委員会から説明願ひます。</p>                                       |
| 鳥取市農委事務局 [ ]        | <p>(鳥取市農業委員会が資料に基づき説明)</p> <p>鳥取市農業委員会の案件を説明させていただきます。</p> <p>鳥取市の30aを超える事案説明資料をご覧下さい。1 土地 [ ] は、 [ ] 畑4,597㎡です。2の現在の営農</p>   |

状況ですが、申請地は、ほ場整備された農地だが、現在は休耕地となっていて保全管理の状態にあります。農地復元後は、土地所有者より、砂利採取後に農作物を栽培するという確約を得ており、甘藷やネギを栽培する計画です。

3の転用事業者は、

過去の一時的転用、砂利採取の許可状況ですが、①鳥取市 合計面積1,863㎡で期間が平成30年11月8日から令和元年11月7日までと②鳥取市 合計面積3,248㎡で期間は令和元年5月27日から令和2年8月31日までの案件です。

4の転用目的は、砂利採取で、期間が許可日から1年間で、採取計画量は11,694.26㎡、うち表土埋戻分4,439.31㎡となります。

5の立地基準ですが、農地区分については、第2種農地で区分決定根拠は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地です。許可根拠規定は代替地なしです。営農状況は、周辺の農用地区域等では砂地を利用した畑作、ビニールハウス栽培等が行われて甘藷、ネギ、イチジクの栽培等が行われています。申請地も以前はビニールハウスで洋ランやアスパラガスなどを栽培していましたが、数年前の大雪で破損したため撤去し、今は保全管理を行っている休耕地です。立地条件は、

代替地等は、土地の地形、採取見込量、所有者の承諾などを考慮し、近隣農地への影響も少なく申請地の代替地はなく、妥当と判断します。

6の一般基準ですが、他法令の関係は砂利採取法による鳥取県砂利採取条例の規定に基づく採取計画の認可申請中です。

規模の妥当性については、採取計画量11,694.26㎡に対する1日の採取量は120㎡です。令和3年1月から令和3年7月の期間で販売予定量7,254.95㎡の採取を予定しています。表土の除去1か月、採取期間7か月、埋め戻し期間4か月です。一時的転用期間内での採取、農地復元は可能であり事業規模は妥当です。

営農及び造成・被害防除計画等の措置ですが、掘削に伴う土砂崩れを防止するため、隣接地との間には、保安距離、東側と西側は2m、南側は3m、北側は5mから10mを確保。飛砂を防止するため、採取期間中は、採取区域の周囲に高さ1.5mのネットフェンス、ロープ、単管パイプ100mm、網目5mmx5mmを設置します。事業終了後の農地復元は、自社が保管している民間建設残土を使用し、表土処理は除去し保管していた表土、砂で、1.5m埋め戻します。なお、20m間隔で幅2mの透水層を設置します。畑かん設備も再設置いたします

資金調達計画についてですが、

また、農地復元の担保として、

確認しています。鳥取市農業委員会の対応として、復元完了時まで計4回現地確認を予定しています。

7の農業公共投資は

以上から、立地基準、一般基準ともに要件を満たしており、許可は適当と判断いたしました。また、速やかに農地に復元し、計画に基づき、事業終了後は耕作するよう指導して参ります。

以上で説明を終わらせていただきます。

小林議長

説明が終わりました。ここで、委員の皆さんからご質問、ご意見をいただくところですが、まず、役員協議で出された質問・意見を述べさせていただきます。

ただ今、縷々説明をいただいたところではありますが、説明資料の3番、転用事業者のところにある、

この営農再開の指導徹底を関係機関と連携してやっていくんだというのが基本であります。この2件の営農について説明を求めるとともに、どのように営農再開への指導をしたのか。今回、速やかに農地に復元し、事業終了後は耕作するように働きかけていくと、資料の農業委員会の意見の欄に書いてある。どのようにするのか、お尋ねする。

鳥取市事務局

農地転用許可申請の際、農地所有者からは事業計画書ではなく、確約書というものをもらっています。復元後に、遊休農地にせず、管理致しますというものであります。もし、作付けしない場合は農業委員会の指示に従いますという確約書であります。これが事業計画に当たると思いますが、それを踏まえて農業委員会といたしまして、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局も含めて、農地パトロールの時に確認したりなど、現地を見させていただいて、耕作されていない場合は、耕作していただくよう指導しております。

小林議長

今の説明だと不足していると思いますけどね。なぜ、そういうことを申し上げるかといいますと、地権者が農業委員会に確約書を出されるのは良いけども、それでは、農業委員会の指導がどのようなもので、現状がどのようになっているか。確約書だけでは、営農指導はできません。今の現状について説明願う。

鳥取市農委事務局

確約書を地権者の方からいただいておりますので、今の段階では、作付けされていない状態になっておりますが、農業委員会としては作付けするようお願いしておりますので、今の段階では営農が行われていない段階です。

(鳥取市 濱田会長挙手)

小林議長

はい、濱田委員どうぞ。

濱田委員  
(鳥取市)

鳥取市における一時転用後の営農について、長年の懸案となっております。私が会長を引き受けた時に、現状を確認し研修会を開催しました。現実として農地復元後経営再開が難しいものがありできていない状況がございますが、その対応と致しましては、農地復

元までのチェック体制を関係機関と整えていますし、その流れを作りました。前回、常設審議委員会でお話がありましたが、農地復元後の営農計画を申請時に出してもらおうと約束したかと思います。このとおりにっていない状況につきましては、農業者の高齢化であったりなど様々な理由で、再開したくてもできなかった理由があったと思いますので、農業委員会として指導して参りますし、現に文書で指導しております。また、担当地区の農業委員、推進委員はよく分かっておりますので、地権者と話し合いを持たせてもらっています。今後、鳥取市農業委員会としては、農地復元まで継続して確認して参りますし、また営農が再開できるように状況把握してまいりたいと思います。ただ、現状として営農再開が難しかったという現実がございますが。

齋下委員  
(日吉津村)

今、砂利採取の件でありましたが、農地復元後、営農していないということがあれば類は類を呼ぶということなんです。確約書はあってもたぶん今回もそのままではないかと思う。次回以降、営農再開していない現場の写真でも添付してもらって、今後の基準にでもなればと思う。

小林議長

今回の資料で、農地復元後、土地所有者より、砂利採取後に農作物を栽培するという確約を得ており、甘藷やネギを栽培する計画なんだと。この計画書がどのような計画書が出ているのか。これをきちっと明確にされる必要があるのではないかと思う。なぜ、そこまで鳥取市農業委員会を厳しく申し上げるかといいますと、権限委譲を受けているのは、鳥取市と南部町の2農業委員会であります。南部町農業委員会はそれなりに責任を持って果たしてこられているということでありますので、鳥取市で計画書をどのように作られているのか、お聞きした上で、南部町が権限委譲を受けておられますので、南部町の会長から、お話をお聞きしたいと思います。

まず、鳥取市からどのような計画書を作られているのか、お聞きする。

鳥取市農委  
事務局

先程、仰られた計画書ですが、確約書という形でいただいております。その中に、甘藷やネギを栽培すると記載してあります。地権者へ聴き取りして内容の確認をしております。

小林議長

そういたしますと、ただ今の説明に対する質問等は、後ほど皆さんからいただくこととして、本会副会長の南部町恩田会長から、権限委譲の取り組みについてお話いただきたいと思います。

恩田副会長

私ども南部町と鳥取市が権限委譲を受けているということでありましたが、以前、南部町でも農地復元していない、また農地復元された後で遊休農地になっているということがあったわけです。そういった際には、地権者を呼び出して、農業委員会にこういう約束をしておきながら、なぜ約束が守れないのか、というようなことを聞いたことがありました。営農できないのであれば、農地中間管理機構に白紙委任で出ささいというようなことを指導して参りました。

権限委譲を受けたからにきちんとしなければいけないわけで、県経営支援課にはご迷惑をかけたが、太陽光の問題にも厳しくやっているところでありまして、農業委員自身も経験を積まれて、厳しく

やっておられますので、私の所に案件が来るまでにきちっとしたものがくる。鳥取市はまだよちよち歩きの状態ですので、県経営支援課の指導をいただきながらと思う。資料には、4回の現地調査とありますが、そこではなく、農地復元後のことをやっていかななくてはならないということ。復元した後に、農地として野菜を作るなりなどしているか、県経営支援課にご指導いただきたいと思っております。

小林議長

はい、ありがとうございます。本来ですと、委員の皆さんからご質問、意見をお願いするところですが、あ、はい、どうぞ。

県経営支援課

いろいろと皆さんからご意見をいただき、ありがとうございます。ただ今ありましたように、鳥取市、南部町には権限委譲していただいているところがございます。県の中でもそうですが、権限を分散した時に判断が統一していないということにならないように、各許可権限庁の担当者を集めた研修をして、レベルが合うようにしており、申請者に不公平にならないようにやって参ります。また、農地転用の一時転用の許可については、申請の事業計画に基づいて農地復元していただく、そこがまず一点。それから、営農状況については、農地パトロールや日々の点検でやっていただいておりますので、これも引き続きやっていただくようよろしく願いいたします。

小林議長

はい、ありがとうございます。  
私から質問させていただいたのは、以前、執行部から意見が出すぎるのではないかと意見がございまして、現在は、事前に会長、副会長で、本日の審議案件について協議し質問したと理解願います。  
それでは、遅くなりましたが委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

伊藤委員  
(県農業農村担  
い手育成機構)

機構の伊藤です。よろしく申し上げます。  
先般も鳥取市の一時転用について出ており、今日も気になって質問しようかなと思っておりましたが、会長の方から質問がありましたので良かったなと思っております。まずは、一時転用して農地復元後、営農再開しましょうと確約されるということでもありますので、それに期待するのは当然ですが、現地の確認をしていくこと、実際やられるかどうか、これは農業委員、推進委員の本旨、役目だと思います。その際、現況は、ここもビニールハウスを撤去されてから農地として管理されているだけということですので、地権者本人が営農されるのが難しいのではないかと、というようなことが想像されます。そういった際には、本人というよりは誰か作る人がいないか、この地域で頑張っている人で作りたい人はいないか、そういったところも含めて農業委員さんには努力してもらいたい。そうして遊休農地を防ぐことができると思います。先程、恩田会長から中間管理機構の話もしてもらいましたが、まさに私たちの役目もそこにありますから、是非ともやりたい人が作れるように情報提供をしていただく、そういった取り組みをお願いしたい。それから、農業委員、推進委員の日々の活動を、月1回ある総会の時に、こういった状況だという報告をして皆さんで情報共有していただいて、その中でいろいろな意見を出していただく、地区外の人でもやりたい人がいる

|   |   |
|---|---|
| <p>小林議長</p> <p>小林議長</p> <p>小林議長</p>   | <p>かもしれません。そういったところも含めて農業委員会の活動としてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。<br/>それでは、そのほか、ご質問、意見をお願いいたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。<br/>賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p>   |
| <p>7 情報提供<br/>小林議長</p> <p>事務局<br/>(倉益)</p> <p>小林議長</p> <p>小林議長</p> <p>足立委員<br/>(境港市)</p> <p>県経営支援課<br/>(井上補佐)</p> <p>足立委員</p> <p>小林議長</p> | <p>それでは、進行します。<br/>(1) 令和2年度農業委員会特別研修会について<br/>(2) 都道府県農業会議会長会議(全国農業会議所主催)について<br/>情報提供を説明下さい。</p> <p>(別紙資料により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからその他ご質問、意見がございましたらどうぞ。<br/>はい、どうぞ。</p> <p>県経営支援課にお願いしたい。<br/>以前、太陽光発電の案件で、撤去時の費用の積み立てという話が出てきて、砂利採取では、復元の積み立て費用の基準があるように聞きました。太陽光についても、そういったものを是非お願いしたいと言いましたが、それがどのようになっているか、お聞きしたい。</p> <p>ありがとうございます。<br/>今日、資料を持ってきておりませんので詳しいことは申し上げられませんが、2020年4月にフィット法が改正になりました。その中で今、仰られた太陽光パネルの撤去に対する規制が厳しくなっているようでございます。次の機会に皆様に情報提供できればと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次回、是非お願いします。</p> <p>その他、ご質問、意見がございませんか。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>尾崎委員<br/>(JA全農)</p> <p>小林議長</p>                         | <p>確認です。今日の営農計画の関係ですが、資料で現在の営農状況のところに、甘藷やネギを作りますとか、確認書を取りましたということで、今後もよろしいんですか。</p> <p>そのことにつきまして、鳥取市においては何年も前から事業計画を立てて、農地を守り活かす、遊休農地の発生防止で取り組んできましたが、いっこうに農地復元後、営農再開されていないということもございますので、県経営支援課とも話し合いの中で具体的に来月までに詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>その他、ご意見ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| <p>8 その他<br/>議長</p> <p>事務局<br/>(倉益)</p> <p>9 閉会<br/>議長</p> | <p>その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>(事務局から次回開催について説明))</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。</p>   |